

判例ノート

死亡した人から生まれた子供は？

小川 富之

かつては SF 世界の出来事が、現代社会で現実のものとなりつつある。生殖補助医療の進歩で、精子・卵子の無い人、さらに、子宮の無い人の子どもが実際に誕生している。今回は、凍結保存した精子を使用して、夫の死亡（平成 11 年 9 月志望）から 2 年近くたって、その妻が子供を出産した（平成 13 年 5 月出産）という事件である。

母親は、生まれた子供を夫婦の嫡出子として市役所に届出をしたが婚姻解消後 300 日以上経過している（民法 772 条）ことを理由に受理されなかった。家庭裁判所への不服申立ても却下され、即日抗告も平成 14 年 1 月 29 日に却下された（戸籍判例 128・戸籍時報 543 号 63 頁参照）。

そこで、松山地方裁判所に子どもの死後認知を求める訴え（民法 787 条）が提起された。「夫が生前、死後の体外受精に同意していたとは認められないこと。死者との間で法律上の親子関係を認めることが子の福祉に適うとはいえないこと。学会などの動向を見ても消極的な意見が多いこと。」を理由に、この請求は棄却された。認知に関しては、父親の死亡の日から 3 年以内であれば、死後認知の訴えが認められている（民法 787 条但書）。ただ、この規定は父が活着している間の懐胎（出産）を想定したもので、凍結精子という技術の利用を予定したものでない。

控訴審である高松高等裁判所は、原判決を取

消し、妻の懐胎時にはすでに夫が死亡していたというケースでの死後認知を認める判断を示した（戸籍判例ノート 152・戸籍時報 573 号 14 頁）。自然妊娠でない人工授精等の生殖補助医療による出産で認知請求を認めるには父親が生殖補助医療の実施に同意していることが必要であるという判断基準を示した上で、このケースでは、死亡した男性は保存してある精子を使って子を出産することを希望しており、死後の懐胎に対する同意が存在すると認定した。生まれた子との間に自然的血液関係のある親子関係が存在し、認知を認めない特段の事情は存在しないと判断した。さらに、民法の死後認知の規定は、凍結精子を利用した生殖補助医療の進歩を想定したものではないとしても、法の制定当時に想定しなかったことを理由に、生殖補助医療で生まれた子が認知請求できないとする理由にはならないと判断し、子の懐胎時に事実上の父親が生存していることは、請求を認める要件ではないと判断した。

子どもの望む夫婦の 1 割強が不妊であるといわれている。かつて試験管ベイビーといわれた、体外受精児は、1999 年から日本全体で生まれる子どもの 1 パーセントを超え、現在では 75 人に 1 人くらいになっている。あと 5 年もすれば、この数字は 50 人に 1 人くらいになるということである。実は、日本には体外受精を含めた生殖補助医療の実施が可能な施設が 550 以上もあり、これはアメリカを上回り世界で一番多いということである。高等裁判所レベルでの今回の判断は、今後の生殖補助医療の進歩にあわせた法改正にも、少なからざる影響を及ぼすと考えられる。